

第 10 表 労働災害

本表は労働基準法施行規則様式第26号の1及び2の労働者死傷者報告書による昭和31年度中の数字である。この表には業務外の負傷及び疾病並びに業務上の疾病中、けい肺、鉛中毒等発生日の明らかでない職業性疾患、または食中毒及び急性伝染病は含まれていない。

産 業	総 数		死 亡		休業 8 日 以上		休業 8 日 未 満	
	計	(内) 男	計	(内) 男	計	(内) 男	計	(内) 男
昭和 27 年	33 796	30 690	215	209	20 410	18 350	13 171	12 131
28	37 764	33 787	212	202	24 334	21 446	13 218	12 139
29	39 066	35 231	256	243	28 475	25 418	10 335	9 570
30	35 859	32 134	237	228	72 988	24 996	7 634	6 910
31	<b>38 318</b>	<b>34 120</b>	<b>329</b>	<b>315</b>	<b>30 997</b>	<b>27 589</b>	<b>6 992</b>	<b>6 216</b>
製 造 工 業	23 762	19 908	132	121	18 472	15 371	5 158	4 416
金 属 精 錬 業	243	225	4	2	140	132	99	91
金 属 工 業	9 336	8 194	36	34	7 329	6 373	1 971	1 787
機 械 器 具 工 業	5 988	5 289	37	36	4 670	4 085	1 281	1 138
カ ス 業	33	33	-	-	25	25	8	8
電 気 業	79	77	6	6	69	67	4	4
水 道 業	25	23	-	-	18	17	7	6
化 学 工 業	1 763	1 532	10	9	1 208	1 036	545	487
窯業または土石工業	611	519	3	3	458	389	150	127
製材または木製品工業	1 637	1 456	1	1	1 250	1 125	386	330
紡 織 工 業	2 147	1 156	14	12	1 807	993	326	151
食 料 品 工 業	723	522	10	9	549	403	164	110
印刷または製本業	501	403	3	2	350	281	148	120
その他の工業	676	509	8	7	599	445	69	57
土 石 採 取 業	56	55	2	2	52	51	2	2
交 通 運 輸 事 業	1 219	1 152	12	12	892	832	315	308
日本国有鉄道	227	225	2	2	167	165	58	58
地方鉄道及軌道業	313	279	3	3	234	201	76	75
その他の運輸事業	679	648	7	7	491	466	181	175
建 設 事 業	5 996	5 877	121	120	5 404	5 293	471	464
地下鉄道建設事業	47	47	-	-	47	47	-	-
鉄骨鉄筋、建設事業	1 697	1 670	28	28	1 497	1 472	172	170
一般土木事業	1 867	1 829	27	26	1 673	1 636	167	167
鉄道軌道建設事業	184	181	6	6	174	171	4	4
建設事業	1 413	1 378	35	35	1 302	1 270	76	73
その他の建設事業	788	772	25	25	711	697	52	50
貨 物 取 扱 事 業	6 475	6 407	43	43	5 474	5 414	958	950
港湾荷役事業	1 754	1 746	12	12	1 516	1 509	226	225
貨物取扱事業	4 721	4 661	31	31	3 958	3 905	732	725
林 業	36	35	-	-	36	35	-	-
その他の事業	774	686	19	17	667	593	88	76

(注) 資料 大阪労働基準局



附 録 1 市 町 村 廃 置 分 合 史

昭和30年12月31日以前については以前刊行の大阪府統計年鑑に掲載してある。

年	日	日	市 郡 名	町 村 名	処 分 の 形 態
31.	1.	1	南 河 内 郡	志 紀 町	昇 格 (町制施行)
			南河内郡志紀村を町とする。		
31.	4.	1	大 東 市		合併、昇格 (市制施行)
			北河内郡南郷村、住道町及び四条町を廃し、その区域をもって大東市を設置する。		
31.	9.	1	和 泉 市		合併、昇格 (市制施行)
			泉北郡和泉町、北池田村、南池田村、北松尾村、南松尾村、横山村及び南横山村を廃し、その区域をもって和泉市を設置する。		
31.	9.	30	高 槻 市		編 入
			三島郡富田町を廃し、その区域を高槻市に編入する。		
31.	9.	30	三 島 郡	三 島 町	合併、昇格 (町制施行)
			三島郡味吉町、味生村及び鳥飼村を廃し、その区域をもって三島郡三島町を設置する。		
31.	9.	30	豊 能 郡	東 能 勢 村	合 併
			豊能郡吉川村及び東能勢村を廃し、その区域をもって豊能郡東能勢村を設置する。		
31.	9.	30	豊 能 郡	能 勢 町	合併、昇格 (町制施行)
			豊能郡歌垣村、田尻村及び西能勢村を廃し、その区域をもって豊能郡能勢町を設置する。		
31.	9.	30	泉 北 郡	福 泉 町	編 入
			泉北郡美木多村を廃し、その区域を泉北郡福泉町に編入する。		
31.	9.	30	泉 南 郡	泉 南 町	合併、昇格 (町制施行)
			泉南郡新家村、信達町、西信達村、鳴滝村、樽井町及び難信達村を廃し、その区域をもって泉南郡泉南町を設置する。		
31.	9.	30	泉 南 郡	南 海 町	合併 昇格 (町制施行)
			泉南郡尾崎町、西鳥取村及び下荘村を廃し、その区域をもって泉南郡南海町を設置する。		
31.	9.	30	南 河 内 郡	太 子 町	合併、昇格 (町制施行)
			南河内郡鏡長村及び山田村を廃し、その区域をもって南河内郡太子町を設置する。		
31.	9.	30	南 河 内 郡	河 内 町	合併、昇格 (町制施行)
			南河内郡石川村、白木村、河内村及び中村を廃し、その区域をもって南河内郡河内町を設置する。		
31.	9.	30	南 河 内 郡	千 早 赤 阪 村	合 併
			南河内郡千早村及び赤阪村を廃し、その区域をもって南河内郡千早赤阪村を設置する。		
31.	9.	30	南 河 内 郡	南 大 阪 町	合併、昇格 (町制施行)
			南河内郡古市町、高鷲町、壇生村、西浦村、駒ヶ倉村及び丹比村を廃し、その区域をもって南河内郡南大阪町を設置する。		
31.	9.	30	南 河 内 郡	美 原 町	合併、昇格 (町制施行)
			南河内郡平尾村、黒山村及び丹南村を廃し、その区域をもって南河内郡美原町を設置する。		
31.	9.	30	中 河 内 郡	柏 原 町	合併、郡界変更
			南河内郡国分町及び中河内郡柏原町を廃し、その区域をもって柏原町を設置し、その属すべき郡の区域を中河内郡と定める。		
31.	9.	30	北 河 内 郡	門 真 町	編 入
			北河内郡大和田村、四宮村及び二島村を廃し、その区域を北河内郡門真町に編入する。		
31.	12.	1	豊 能 郡	箕 面 町	編 入
			三島郡豊川村を廃し、その区域を豊能郡箕面町に編入する。		
31.	12.	1	箕 面 市		昇 格 (市制施行)
			豊能郡箕面町を市とする。		
31.	12.	25	茨 木 市		編 入
			箕面市大字清水、道祖本、宿久庄、粟生岩阪の全部及び粟生間谷、小野原の1部の区域を茨木市に編入する。		
32.	1.	15	富 田 林 市		編 入
			南河内郡東条村を廃し、その区域を富田林市に編入する。		
32.	3.	30	茨 木 市		編 入
			三島郡三宅村を廃し、その区域を茨木市に編入する。		
32.	4.	1	守 口 市		編 入
			北河内郡寝違町を廃し、その区域を守口市に編入する。		
32.	4.	1	八 尾 市		編 入
			南河内郡志紀町を廃し、その区域を八尾市に編入する。		
32.	4.	1	松 原 市		編 入
			南河内郡美原町丹南の1部の区域を松原市に編入する。		
32.	4.	1	箕 面 市		編 入
			茨木市大字粟生間谷の1部の区域を箕面市に編入する。		
			南 河 内 郡	美 原 町	編 入
			南河内郡大阪町多治井の区域を南河内郡美原町に編入する。		
32.	7.	1	三 島 郡	三 島 町	編 入
			茨木市大字鶴野の全部及び太中、蔵垣内、乙辻、小坪井の1部の区域を三島郡三島町に編入する。		
32.	10.	15	松 原 市		編 入
			南河内郡北八下村大字河合の区域を松原市に編入する。		
32.	10.	15	堺 市		編 入
			南河内郡北八下村を廃し、その区域を堺市に編入する。		

(注) 資料 大阪府総務部統計課。

昭和32年版 大阪府統計年鑑

昭和33年2月1日印刷  
昭和33年3月20日発行

発行所 大阪府総務部統計課  
大阪市東区大手前の町2の1  
電話 東 ④ 3077

印刷所 中外印刷株式会社  
大阪市北区菅栄町43  
電話 堀川 ⑤ 3105・4227  
4228・4229